公園使用申請上の注意点について

**【公園一覧】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **№** | **申請様式** | **名　 　称** | **所 在 地** | **備　考** |
| 1 | 都市公園内行為許可申請書 | 静波公園（ゴリラ公園） | 静波1350-1 |  |
| 2 | 平成せせらぎ公園 | 静波1478-5 |  |
| 3 | 東慶林公園 | 細江390-1 |  |
| 4 | 小堤山公園 | 波津632-6 |  |
| 5 | 油田の里公園 | 菅ケ谷2525-1 | ※１ |
| 6 | 大江公園 | 大江658-1-1地先 |  |
| 7 | 浜田公園 | 波津2丁目37 |  |
| 8 | 波津公園 | 波津1丁目160 |  |
| 9 | 地頭方公園 | 地頭方1丁目42 |  |
| 10 | 波津ノ谷公園 | 汐見台7-1 |  |
| 11 | 大沢公園 | 大沢1丁目24 |  |
| 12 | 牧之原緑地公園 | 東萩間2220-1 |  |
| 13 | 公園使用許可申請書 | 新庄緑地公園 | 新庄3040 |  |
| 14 | 萩間坂公園 | 東萩間1686-14 |  |
| 15 | 白井公園　1 | 白井749-1 |  |
| 16 | 白井公園　2・3 | 白井631-1 |  |
| 17 | 蛭ケ谷公園 | 蛭ケ谷106-1 |  |
| 18 | 秋葉公園 | 勝俣1901-4 |  |
| 19 | 秋葉かりんぽの里 | 勝俣1970-1 |  |
| 20 | 勝間田公園（みやまつつじ公園） | 静谷718-1 |  |
| 21 | ふるさと体験の森（ゆうゆうらんど） | 勝田100-1 |  |
| 22 | 水ヶ谷ふれあい公園 | 坂口2429-1 |  |
| 23 | 細江多目的公園（ままやま公園） | 細江6031-2 | ※２ |
| 24 | 中槍公園 | 細江989-9 |  |
| 25 | 八王子公園（パンダ公園） | 静波2604-36 |  |
| 26 | 公園使用許可申請書 | 静波上児童遊園（旧ロケット公園） | 静波1507-8 |  |
| 27 | 榛原公園（山頂広場部分） | 静波96-1 |  |
| 28 | 山田川親水公園 | 勝俣1963-4 |  |
| 29 | 大溝川親水公園 | 静谷488-1 |  |
| 30 | 波津西公園 | 波津1393-6 |  |
| 31 | 植松コミュニティー広場 | 静波327-1 |  |
| 32 | 静波2丁目ポケットパーク | 静波349-1 |  |
| 33 | 静波3丁目ポケットパーク | 静波617-1 |  |
| 34 | 大江地区防災公園 | 大沢190 |  |
| 35 | 金乃比羅山（こんぴらさん）防災公園 | 相良265-8 |  |
| 36 | 地頭方海浜公園使用許可申請書 | 地頭方海浜公園 | 新庄3042 |  |

※１　バーベキュー、グラウンドゴルフ、資料館に関する御予約等は相良油田資料館へお問い合わせください。

●相良油田資料館

℡ 0548-87-2525 　開館時間 9:00～16:00

休館日 火曜日、祝日の翌日、年末年始

※２　グラウンドゴルフの御予約は細江コミュニティセンターへお問い合わせください。

　　　●細江コミュニティセンター

℡ 0548-22-7210 開館時間 火～土曜日 8:30～21:00、日曜日 8:30～17:00

休館日 第３日曜日、月曜日、年末年始

**【特にイベント等の目的で申請される皆様へ】**

特にイベント（例：フリーマーケット、コンサート、運動会、各種お祭り等）や、各種訓練、調査など、その行為によって一般公園利用者や公園周辺民家等に何らかの影響を及ぼす可能性のあるものを企画される方は、使用日時より１ヶ月程度前には申請ができるよう、事務局と調整をお願い致します。

　イベント等はその内容により、条例等に基づく各種許可条件等が付される可能性が高く、また、許可に至らないケースもあるため、企画の素案段階でも結構ですので事務局まで御相談ください。

　また、申請時には、原則として使用目的や内容等の分かる企画書等も併せて御提出ください。

**【禁止行為について】**

公園では、条例等に基づき以下のような禁止行為があります。これらに抵触するような行為はできません。

　●行商その他これに類する行為

　●広告宣伝その他これに類する行為

●一般的利用に支障を及ぼさないこと。

●竹林を伐採し、又は植物を採取すること。

　●土地の形質を変更すること。

　●はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

　●その他公園の管理に支障がある行為をすること。（酒宴等）

**【その他】**

軽スポーツやレクリエーションなど、イベント等よりは小規模であっても、一定人数・時間を要して公園を使用する場合等は、その行為の内容等により申請が必要になる場合があります。

また、規模に係らずその内容等によりその行為自体ができないものであったり、許可に至らないこともございますので、先ずは、お気軽に事務局まで御相談ください。

|  |
| --- |
| 【事務局】　　牧之原市役所　公園公共建築課　公園緑化係　　〒421-0592　静岡県牧之原市相良275番地　　TEL0548-53-2629　FAX0548-52-3772　　E-mail　koen@city.makinohara.lg.jp |